



宮 崎 県 公 報

平成23年7月1日（金曜日）号外 第57号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 （ 送 料 共 ） 1 年 36,000 円

目 次

公 告

○当せん金付証券の発売委託について……………（財政課） 1

頁

○当せん金付証券法第6条第6項の規定に基づく再委託承認基準の公表……………（財政課） 1
○宮崎県営住宅の指定管理者の指定の申請の手続の公表……………（建築住宅課） 1

公 告

当せん金付証券の発売に関し、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により、次のとおり公告し、受託を希望する銀行等に所定の日までの申請を求める。

平成23年7月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 名称 口蹄疫復興宝くじ
- 2 発売総額及び通数 50億円 2,500万通
- 3 証券金額 1通 200円
- 4 発売期間 平成23年10月15日から同月25日まで
- 5 発売区域 全国
- 6 当せん金の総額 発売総額に対して 2,099,700,000円
- 7 売りさばき及び当せん金支払手数料 発売総額に対して 431,664,135円
- 8 その他発売経費 発売総額に対して 159,800,000円
- 9 受託申請期限 平成23年7月14日
- 10 その他 発売は宮崎県、熊本県、大分県及び鹿児島県が共同して行う。
受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通知による。

当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第6条第6項の規定に基づき、当せん金付証券の発売等の事務の再委託承認基準を次のとおり定め、平成23年10月15日以降の口蹄疫復興宝くじの発売等の事務について適用する。

平成23年7月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 売りさばき及び当せん金品支払交付事務
 - (1) 事業者は、社会的、経済的信用があり、経営者としての資質に問題がある者でないこと。
 - (2) 事業者は、当せん金付証券法の規定に違反し、又は罰則を受けていないこと。
 - (3) 事業者は、売場を開設するに当たって、所要の初期投資の負担が可能であり、かつ、長期間にわたって宝くじの販売を継続する見込みがあること。
 - (4) 宝くじの売場は、いつでも誰もが購入しやすい立地であり、相当の通行量、集客量があり、将来にわたって販売力が期待できること。

- (5) 宝くじの売場の乱立により、過度な販売競争等弊害が生じる恐れがないこと。
 - (6) 郵便局株式会社又は郵便貯金銀行へ再委託する場合にあっては、当該再委託に係る郵便局又は郵便貯金銀行の本店、支店その他の営業所は、郵便局又は郵便貯金銀行の本店、支店その他の営業所以外に売場のない市町村に所在するものであること。
 - (7) その他宝くじの販売を行うことが不相当と認められないこと。
- 2 その他の再委託事務
その他の再委託事務の承認に当たっては、1の基準を準用する。

宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例（平成9年宮崎県条例第25号）第75条の規定により、宮崎県営住宅の指定管理者の指定の申請の手続について、次のとおり公表する。

平成23年7月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 指定管理者が管理を行う公の施設の名称、所在地及び設置目的
次に掲げる公の施設の管理は、指定管理者に指定された一の法人その他の団体がこれらの施設を一体として管理を行うものとする。

(1) 名称及び所在地

	名 称	所 在 地
1	県営小戸団地	宮崎市鶴島3丁目159番地
2	県営鶴ノ島団地	宮崎市鶴島2丁目15番6号
3	県営青葉団地	宮崎市吉村町境目甲1488番地1
4	県営東町団地	宮崎市中村東1丁目6番40号
5	県営出来島団地	宮崎市出来島町54番地
6	県営大塚A団地	宮崎市大塚町地蔵田4651番地
7	県営大塚B団地	宮崎市大塚町馬場崎3563番地
8	県営大塚C団地	宮崎市大塚町乱橋4512番地

9	県営生目団地	宮崎市大字跡江3601番地	34	県営平部ヶ下団地	日南市大字星倉4840番地 3
10	県営花ヶ島団地	宮崎市大字芳士 933番地	35	県営寺田団地	日南市吾田西 2 丁目 4 番 3
11	県営平和ヶ丘団地	宮崎市平和が丘西町25番地	36	県営見法寺団地	日南市梅ヶ浜 1 丁目 3 番
12	県営大塚台団地	宮崎市大塚台西 1 丁目39番地 1	37	県営益安団地	日南市大字益安 759番地
13	県営大塚台西団地	宮崎市大塚台西 3 丁目27番地 1	38	県営馬越団地	日南市吾田東 6 丁目 4 番
14	県営源藤団地	宮崎市源藤町原田 318番地 1	39	県営瀬貝団地	日南市瀬貝 1 丁目 5 番24号
15	県営神宮駅東団地	宮崎市花ヶ島町大原2337番地	40	県営栄松団地	日南市南郷町中村乙7051番地 222
16	県営池内団地	宮崎市池内町 999番地	41	県営目井津ヶ丘団地	日南市南郷町西町 1 番地 4
17	県営花ヶ島東団地	宮崎市大字芳士1077番地 1	42	県営新開団地	日南市南郷町中村乙7101番地 291
18	県営江南団地	宮崎市大坪西 2 丁目16番	43	県営西小路団地	串間市大字西方8441番地 1
19	県営住吉北団地	宮崎市大字島之内 11000番地	44	県営上浜田団地	串間市大字西方8323番地
20	県営生目台東団地	宮崎市生目台東 3 丁目19番地 1	45	県営みどりヶ丘団地	串間市大字西方8256番地 2
21	県営生目台西団地	宮崎市生目台西 2 丁目 4 番地 1	46	県営ひばりヶ丘団地	串間市大字西方9035番地 3
22	県営学園木花台団地	宮崎市学園木花台北 3 丁目 1 番地	47	県営千町団地	都城市千町5271番地
23	県営本郷南団地	宮崎市大字本郷南方4023番地	48	県営年見団地	都城市年見町25号 4 番地
24	県営生目台北団地	宮崎市生目台西 2 丁目 5 番地 1	49	県営南畑団地	都城市郡元町3244番地 8
25	県営横小路団地	宮崎市清武町木原5331番地 1	50	県営一万城南団地	都城市上長飯町5111番地
26	県営新川団地	宮崎市清武町船引 633番地 6	51	県営早水団地	都城市早水町3886番地 1
27	県営光町団地	宮崎市田野町乙9519番地 3	52	県営加治屋団地	都城市南横市町3819番地 5
28	県営上田島団地	宮崎市佐土原町上田島1604番地 1	53	県営一万城 B 団地	都城市一万城町 105号 4 番地 1
29	県営松小路 A 団地	宮崎市佐土原町下田島9526番地 2	54	県営都北団地	都城市都北町 917番地
30	県営松小路 B 団地	宮崎市佐土原町下田島9774番地 1	55	県営北原団地	都城市北原町30街区19号
31	県営松小路 C 団地	宮崎市佐土原町下田島 11600番地 1	56	県営川東団地	都城市下川東 2 丁目3372番地
32	県営広瀬台団地	宮崎市佐土原町下田島 20510番地 23	57	県営都原団地	都城市都原町7248番地 2
33	県営ひかりヶ丘 C 団地	宮崎市佐土原町下田島 20444番地 5	58	県営一万城北団地	都城市一万城町5008番地
			59	県営榎堀団地	北諸県郡三股町大字樺山4672番地
			60	県営沖水原 A 団地	北諸県郡三股町大字樺山4958番地

61	県営沖水原 B 団地	北諸県郡三股町大字樺山4852番地 6	86	県営新田麓団地	児湯郡新富町大字新田7045番地 2		
62	県営花木団地	都城市山之口町花木2427番地 3	87	県営番野地団地	児湯郡川南町大字川南 23541番地		
63	県営松川団地	都城市高城町大井手 547番地	88	県営都農団地	児湯郡都農町大字川北4929番地 3		
64	県営堅田原団地	小林市真方1054番地 1	89	県営都農新町団地	児湯郡都農町大字川北5521番地 2		
65	県営海蔵団地	小林市真方 381番地 5	(2) 設置目的 健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を、住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、県民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。				
66	県営上原団地	小林市水流迫 657番地 2					
67	県営南小林原団地	小林市真方 438番地 3	2 指定期間 平成24年 4 月 1 日から平成27年 3 月31日までとする。ただし、この期間において、管理を継続することが適当でない認められるときは、指定管理者の指定を取り消すことがある。				
68	県営城山団地	小林市細野2991番地 5	3 指定管理者の業務 (1) 県営住宅の入居及び明渡しの手続に関する業務 (2) 家賃及び駐車場の使用料の収納に関する業務 (3) 県営住宅等の維持及び保全に関する業務 (4) その他県営住宅等の管理に関して知事が必要と認める業務				
69	県営三松団地	小林市堤3130番地 1	4 指定管理者が行う管理の基準 宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例第77条及び宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則(平成 9 年宮崎県規則第53号)第47条に規定する管理の基準による。				
70	県営堤団地	小林市堤3005番地15	5 指定管理者の指定方法 知事は、申請のあったものの中から、指定管理者候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定する。				
71	県営京町団地	えびの市大字向江 545番地 1	6 指定管理者の申請に必要な資格 (1) 下表の土木事務所管内のいずれかに本店等を、各土木事務所管内に支店等を設置し、又は設置しようとする法人その他の団体(以下「団体」という。)であること。				
72	県営柳水流団地	えびの市大字浦1613番地 5	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>土木事務所</td> </tr> <tr> <td>宮崎土木事務所、日南土木事務所、串間土木事務所、都城土木事務所、小林土木事務所、高岡土木事務所、西都土木事務所、高鍋土木事務所</td> </tr> </table>			土木事務所	宮崎土木事務所、日南土木事務所、串間土木事務所、都城土木事務所、小林土木事務所、高岡土木事務所、西都土木事務所、高鍋土木事務所
土木事務所							
宮崎土木事務所、日南土木事務所、串間土木事務所、都城土木事務所、小林土木事務所、高岡土木事務所、西都土木事務所、高鍋土木事務所							
73	県営永山団地	えびの市大字栗下1168番地 8					
74	県営原の坊団地	東諸県郡国富町大字本庄1972番地	(2) 指定管理者として次の業務を適正に実施できる体制を確保できること。 ア 本店等の事務所が行う県との窓口業務、財務事務の総括、支店等の指導等の業務 イ 支店等の事務所が行う県営住宅の管理等の業務				
75	県営犬熊団地	東諸県郡国富町大字本庄2700番地 5					
76	県営向陽団地	東諸県郡国富町大字宮王丸 599番地 2	(3) 法人にあっては、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第 167条の 4 第 2 項各号のいずれにも該当しない者であること。				
77	県営石貫団地	西都市大字三宅4422番地 1	(4) 宮崎県が発注する建設工事の請負又は物品の購入若しくは製造の請負等の契約に係る競争入札において、入札参加資格停止又は指名停止の措置を受けていないこと。				
78	県営久保鶴団地	西都市大字三宅 168番地 4	(5) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第 244条の 2 第11項の規定による指定の取消しを受けた事実がある者にあつては、当該処分の日から起算して 2 年を経過した者であること。				
79	県営東平原団地	児湯郡高鍋町大字上江1895番地	(6) 会社更生法(平成14年法律第 154号)の規定に基づく更生手				
80	県営平原団地	児湯郡高鍋町大字上江1838番地 1					
81	県営下屋敷団地	児湯郡高鍋町大字北高鍋3176番地 1					
82	県営畑田団地	児湯郡高鍋町大字北高鍋65番地 9					
83	県営持田団地	児湯郡高鍋町大字持田3232番地					
84	県営三納代団地	児湯郡新富町大字三納代1869番地 1					
85	県営天井丸団地	児湯郡新富町大字上富田3672番地					

続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第 225号）の規定に基づく再生手続開始の申立ての事実がある者にあつては、当該申立てに基づく更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けていること。

- (7) 団体の役員に破産者、法律行為を行う能力を有しない者又は禁錮刑以上の刑に処せられている者がいないこと。
- (8) 団体の役員又は経営に事実上参加している者に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第77号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団の関係者又はその関係者と密接な関係を有する者がいないこと。
- (9) 国税及び地方税の滞納がないこと。

7 指定管理者候補者の選定に係る審査基準

- (1) 住民の平等な利用が確保されること。
- (2) 事業計画書の内容が、県営住宅の効用を最大限に発揮することができるものであること。
- (3) 管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (4) 事業計画書の内容を確実に実施するために必要な経理的基礎及び管理に関する能力を有するものであること。
- (5) 地域への貢献等が図られているものであること。

8 指定管理者候補者の選定方法

提出された指定管理者指定申請書、宮崎県営住宅指定管理者募集要領（以下「募集要領」という。）で定める書類等により申請資格の審査を行った上で、別に設置する宮崎県営住宅指定管理者候補者選定委員会が審査を行い、指定管理者候補者を選定する。

9 募集要領の配布場所及び請求先並びに配布期間

- (1) 配布場所及び請求先 宮崎県県土整備部建築住宅課公営住宅担当 宮崎県宮崎市橋通東 2 丁目10番 1 号 郵便番号 880-8501 電話番号0985 (26) 7196
- (2) 配布期間 平成23年 7 月 1 日から平成23年 9 月 1 日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前 8 時30分から午後 5 時15分まで

10 指定管理者指定申請書等の提出方法及び提出期間

- (1) 提出方法 指定管理者指定申請書に募集要領で定める書類を添付し、提出先に持参又は送付（郵便にあつては、書留郵便に限る。）により提出すること。
- (2) 提出期間 平成23年 8 月22日から平成23年 9 月 1 日まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前 8 時30分から午後 5 時15分まで

11 指定管理者指定申請書等の提出先及び問い合わせ先

宮崎県県土整備部建築住宅課公営住宅担当 宮崎県宮崎市橋通東 2 丁目10番 1 号 郵便番号 880-8501 電話番号0985 (26) 7196

12 その他

この募集に関する詳細は、募集要領による。